

## 重要事項説明書

記入年月日	令和5年7月1日
記入者名	藤澤 祐司
所属・職名	施設長

## 1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしゃ につけんまねじめんと 株式会社 日健マネジメント		
主たる事務所の所在地	〒 550-0005 大阪府大阪市西区西本町一丁目10番3号 新松岡ビル		
連絡先	電話番号/FAX番号	06-6535-5501/06-6537-5678	
	メールアドレス	info@nikken-m.ecnet.jp	
	ホームページアドレス	http:// <a href="http://www.nikken-m.jp/">www.nikken-m.jp/</a>	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 船津 秀典		
設立年月日	平成	10年8月26日	
主な実施事業	※別添1(別々に実施する介護サービス一覧表) 介護保険事業、建設・不動産業		

## 2 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな)ふぉーゆーさかいはたやま フォーユー堺畑山		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの種類	住宅型		
所在地	〒 599-8248 大阪府堺市中区深井畑山町2631番1		
主な利用交通手段	泉北高速鉄道「深井」駅から南海バス「深井東町」停留所 0.64km 徒歩8分		
連絡先	電話番号	072-277-1713	
	FAX番号	072-277-1714	
	ホームページアドレス	http:// <a href="http://www.nikken-m.jp/">www.nikken-m.jp/</a>	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 藤澤 祐司		
建物の竣工日	平成	24年11月20日	
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日	平成	24年11月25日 /	

3 建物概要

土地	権利形態		抵当権		契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	～							
	面積	1,247.3 m <sup>2</sup>							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2012年11月20日 ～ 2037年11月19日							
	延床面積	1,384.1 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム部分				1,384.1 m <sup>2</sup> )			
	竣工日	平成 24年11月20日			用途区分		有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄骨造		その他の場合：					
	階数	3階		(地上 3階、地階 階)					
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	44戸		届出又は登録(指定)をした室数			44室 ( 44室 )		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	一般居室個室	○	○	×	×	×	13.02m <sup>2</sup>	44	1人部屋
共用施設	共用トイレ	5ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			ヶ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			4ヶ所		
	共用浴室	個室	4ヶ所				ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所				ヶ所		その他：
	食堂	1ヶ所		面積 133.7 m <sup>2</sup>		入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	ヶ所		面積 m <sup>2</sup>					
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1ヶ所			
	廊下	中廊下	1.6 m		片廊下	1.6 m			
	汚物処理室	3ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり	
	通報先	事務室 ハンディナーズコール		通報先から居室までの到着予定時間			1～3分		
その他	エントランス、談話室、健康管理室、相談室等								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2回			

#### 4 サービスの内容

##### (全体の方針)

運営に関する方針		地域における高齢者向けの住まいとしての役割を果たしていく
サービスの提供内容に関する特色		医療機関との連携により、健康維持、健康管理のサポートを行う
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	委託	東住吉マルタマフーズ(株)
洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援（供与）	委託	大仙病院
状況把握・生活相談サービス	委託	株式会社フォーユー
提供内容	状況把握サービスの内容：日中9：00～18：00適宜、夜間（21・0・3・6時）居宅訪問による安否確認、状況把握（声掛け）を行う 生活相談サービス内容：日中随時受付しており、相談内容が専門的な場合は、専門機関を紹介する。	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	大仙病院
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）委託業者：株式会社フォーユー
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、施設長の藤澤祐司です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止の為の啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。） ②経緯観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1カ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。
身体拘束等適正化委員会の責任者・開催月		(職名) 施設長
		(氏名) 藤澤 祐司
		(開催月) (令和 3年度中) 3月 6月 9月 12月
		(内容の職員への周知方法) 勉強会
身体拘束等の適正化のための指針の整備状況		(整備年月日) 平成 24年 11月 25日
身体拘束等の適正化のための研修の実施状況		(開催頻度) 1 回/年
		(直近の実施年月日) 令和 3年 11月 12日

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) けあせんたーふぉーゆーはたやま ケアセンターフォーユー畑山
主たる事務所の所在地	〒599-8248 堺市中区深井畑山町2631-1
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしやふぉーゆー 株式会社フォーユー
併設内容	状況把握・生活相談サービス (介護保険外サービス)

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	大仙病院
	住所	堺市西区北条町1丁2-31 (ホームから3.9km)
	診療科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力内容	
		その他の場合：
協力歯科医療機関	名称	ますだ歯科
	住所	堺市北区中百舌鳥町2-56 (ホームから3.71km)
	協力内容	訪問診療
		その他の場合：

**（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】**

入居後に居室を住み替える場合				
		その他の場合：		
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無			調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
	浴室の変更		変更の内容	
	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

**（入居に関する要件）**

入居対象となる者	要介護		
留意事項	65歳以上の高齢者の方		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合      ②入居者又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の病状、行動等が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす場合、等	
	解約予告期間	90日	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合1泊2日3食付き4,850円税込 最長1週間まで利用可
入居定員	44人		
その他			

## 5 職員体制

### (職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者 (施設長)	1	1		1	
生活相談員					
直接処遇職員					
介護職員					
看護職員					
機能訓練指導員					
計画作成担当者					
栄養士					
調理員					
事務員	1	1		1	
その他職員	4		4	2.5	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		

### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 ( 18 時～9 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人
生活相談員	人	人
夜間管理人	1 人	0 人

(職員の状況)

管理者 (施設長)	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
就業した職員に 従事した経験 年数に 応じて	1年未満									
	1年以上 3年未満									
	3年以上 5年未満									
	5年以上 10年未満									
	10年以上									
	備考									
従業員の健康診断の実施状況			あり							

## 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容：	欠食費は減額
利用料金の改定	条件	消費者物価指数及び人件費等を勘案し、家賃・管理費・食費及び提供する個人的サービス等の額を改定することができる。
	手続き	運営懇談会の意見を聴く。

### (代表的な利用料金のプラン)

			プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度		要介護	
	年齢		65歳以上	
居室の状況	部屋タイプ		一般居室個室	
	床面積		13.02㎡	
	トイレ		あり	
	洗面		あり	
	浴室		なし	
	台所		なし	
	収納		なし	
入居時点で必要な費用	敷金		100,000円	
	火災保険料 ※保険会社との個人契約		6,000円 (目安)	
月額費用の合計			104,800円	
家賃			38,000円	
サービス費用	介護保険外	食費	45,000円	
		管理費	21,800円	
		状況把握及び生活相談サービス費		
		電気代	実費	
		介護保険外費用	(別添2) のとおり	
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。				



**(利用料金の算定根拠等)**

家賃	土地・建物の賃借料、設備備品、借入利息、等を基礎として、1室あたりの家賃を算出した。	
敷金	家賃の	2.3ヶ月分
	解約時の対応	退居については故意過失による原状回復実費費用、クリーニング費用及び月額利用料の未納金を除いて全額返金されるものとする。
前払金		
食費	1日3食を提供する為の外部業者委託料	
管理費	事務所経費、人件費、共用部清掃費、共用部水光熱費、居室水道代	
状況把握及び生活相談サービス費		
電気代	実費	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

**(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略**

想定居住期間 (償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

## 7 入居者の状況

### (入居者の人数)

年齢別	65歳未満	3人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	18人
	85歳以上	19人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	1人
	要介護2	8人
	要介護3	10人
	要介護4	12人
	要介護5	10人
入居期間別	6か月未満	5人
	6か月以上1年未満	5人
	1年以上5年未満	18人
	5年以上10年未満	10人
	10年以上15年未満	3人
	15年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		41人

### (入居者の属性)

性別	男性	13人	女性	28人	
男女比率	男性	31.7%	女性	68.3%	
入居率	93.2%	平均年齢	82.1歳	平均介護度	3.54

### (前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人	
	社会福祉施設	0人	
	医療機関	2人	
	死亡者	6人	
	その他	1人	
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	0人
			3人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)	3人
		病気治療の為	

## 8 苦情・事故等に関する体制

### (利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		業務委託元（株）日健マネジメント
電話番号 / FAX		06-6535-5501 / 06-6537-5678
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称（行政）		堺市健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
電話番号 / FAX		072-228-7348 / 072-228-7481
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称（行政）		
電話番号 / FAX		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称（行政）		堺市中区役所 地域福祉課
電話番号 / FAX		072-270-8195 / 072-270-8103
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり	
	ありの場合 の内容:	三井住友海上火災保険(株) 施設賠償責任保険
賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	
	ありの場合 の内容:	事故対応マニュアルに基づき、速やかに 対応します。
事故対応及びその予防のための指針	あり	

**(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)**

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	意見箱設置の為随時	
		結果の開示	なし	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
		開示の方法		

**9 入居希望者への事前の情報開示**

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員、給食業者
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。</li> <li>・事業者及び職員は、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。</li> <li>・事業者は、サービス担当者会議等において、入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。</li> </ul>		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急マニュアル作成済）</li> <li>①体調の急変・転倒（骨折）・交通事故及び火災・地震等が発生した場合の連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。</li> <li>②連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。</li> <li>③関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。</li> <li>④賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。</li> </ul>		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	不適合	不適合の場合の内容	有効面積13㎡に満たない居室あり 廊下幅1.8m未満
堺市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	有効面積13㎡に満たない居室あり 廊下幅1.8m未満		
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合していない（代替措置・将来の改善計画）		
	代替措置等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部の談話室等を利用して頂いている</li> <li>・車椅子がすれ違いができない場合に備えて、通行の優先順位を決めている</li> </ul>	
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居者及び家族への契約前、契約時に、不適合事項及び代替え措置等について説明している。		
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（別を実施する介護サービス一覧表）  
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

上記の重要事項の内容について、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が堺市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類	事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞		
訪問介護		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所介護		
通所リハビリテーション		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
特定施設入居者生活介護		
福祉用具貸与		
特定福祉用具販売		
＜地域密着型サービス＞		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
看護小規模多機能型居宅介護		
居宅介護支援		
＜居宅介護予防サービス＞		
介護予防訪問入浴介護		
介護予防訪問看護		
介護予防訪問リハビリテーション		
介護予防居宅療養管理指導		
介護予防通所リハビリテーション		
介護予防短期入所生活介護		
介護予防短期入所療養介護		
介護予防特定施設入居者生活介護		
介護予防福祉用具貸与		
特定介護予防福祉用具販売		
＜地域密着型介護予防サービス＞		
介護予防認知症対応型通所介護		
介護予防小規模多機能型居宅介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防支援		
＜介護保険施設＞		
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設		
介護医療院		

(別添2)

## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※2 (税抜)	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	なし		
	入浴（一般浴）介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助（移動・着替え等）	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	なし		
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	なし		
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	希望により月1回外部からの訪問理美容
	買い物代行	あり	4,000円/時	市内の指定場所に適宜実施
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	あり	月額費に含む	自己管理できない入居者についてのみ、希望により当施設にて管理する。
健康管理サービス	定期健康診断	あり	自己負担	希望により年2回
	健康相談	あり	月額費に含む	適宜実施
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	主治医の指導にて適宜対応
入退院のサービス	移送サービス	あり	4,000円/時	希望する市内の医療機関の場合に適宜実施
	入退院時の同行	あり	4,000円/時	希望する市内の医療機関の場合に適宜実施
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割、2割又は3割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2 「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。